



万町町内会規約

万町町内会

万町町内会規約

目 次

第1章	総則(第1条～第4条)	1
第2章	会員(第5条～第7条)	1
第3章	役員(第8条～第11条)	2
第4章	総会(第12条～第22条)	3
第5章	役員会(第23条～第27条)	5
第6章	資産及び会計(第28条～第35条)	6
第7章	規約の変更及び解散(第36条～第38条)	8
第8章	雑則(第39条、第40条)	8
附則		9

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、安全な環境と安らぎのある人と人とのふれ合いの中での活力ある町づくりの為、以下に掲げるような共同活動を行い、良好な価値ある地域社会の維持、発展及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等による町民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域環境の整備
- (3) 町所有に係る財産等の維持管理
- (4) 行政機関等との連絡調整
- (5) その他、町内会役員会(以下役員会と称す)で重要と認めた事項

(名称)

第2条 本会は万町町内会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、万町地番内とする。

(事務所)

第4条 本会の主たる事務所は万町町民会館(万町116番地の1)とする。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

(入会)

第6条 第3条に定める区域に住所を有する個人、法人及び団体で本会に入会しようとする者は、役員会で定める入会申込書等を町内会会長(以下会長と称す)に提出しなければならない。

2 本会は、入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(退会等)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より役員会で定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 会 長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 1人 |
| (3) 書記(評議員が兼務) | 1人 |
| (4) 会計(評議員が兼務) | 1人 |
| (5) 評議員 | 12人以内 |
| (6) 顧 問 | 1人 |
| (7) 監査役 | 2人 |

(役員を選出)

第9条 役員は、総会において、会員の中から選任する。ただし、書記、会計は、評議員の中から会長が指名し、委嘱する。

2 監査役は、会長、副会長及びその他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

3 書記は本会の会議の議事録を作成すると共に、記録書類の管理を行う。

4 会計は本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類等を管理する。

- 5 評議員は会務事項等を立案し、これを審議すると共に会長が要請した事項の遂行に当たる。
- 6 顧問は、町会の運営について相談に応じ意見を述べる。
- 7 監査役は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、不整の事実を発見したときはこれを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第11条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は1年とする ただし、再任を妨げない。
- (2) 評議員は4年とする。
- (3) 顧問及び監査役は1年とする ただし、再任を妨げない。
- (4) 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 役員は辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- (6) 役員1年の任期は、4月1日に始まり3月末日迄とする。

第4章 総会

(総会の種類)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第14条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年3月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監査役から請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定により請求があったときは、その請求のあった日から45日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書を持って通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、総会員の二分の一以上の出席がなければ、開会することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項を議決する総会を除き、出席した会員数の計算は会員一人につき、その会員が所属する世帯員数分の一とし、その総数の二分の一以上で開会することができる。

- (1) 第30条に掲げる資産の処分
- (2) 第36条に掲げる規約の変更
- (3) 第37条に掲げる会の解散
- (4) 第38条に掲げる残余財産の処分

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この規約に定めるものの他、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第20条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、次の事項を除いては、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。(一世帯一表決権とする)

- (1) 第30条に掲げる資産の処分
- (2) 第36条に掲げる規約の変更
- (3) 第37条に掲げる会の解散
- (4) 第38条に掲げる残余財産の処分

(総会の委任等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第18条及び第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数(表決委任者を含む)ただし、第18条第2項により開会された場合は、これに基づく総数及び出席者数
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名捺印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第23条 役員会は、監査役を除く役員をもって構成する。

2 監査役は、議事事項の内容によっては出席するものとする。

(役員会の権能)

第24条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 本規約以外の緊急重要事項については、役員会の合意に基づき処理する。

(役員会の招集)

第25条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員二分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から20日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の目的、場所、日時及び審議事項を少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第27条 役員会には、第18条第1項、第19条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中の「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載の資産
- (2) 町内会費等
- (3) 寄付金及び補助金
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第30条 本会の資産は、第28条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し又は担保に供する場合には、総会において総会員の三分の二以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2 支弁には、会長の承認を要する。

(会費等)

第32条 会員は、総会において別に定める額を世帯単位の町内会費として納入しなければならない。

2 賛助会員は、役員会において別に定める額を町会協力費として納入しなければならない。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、総会において予算が議決される日までの間は、会長は前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書及び財産目録等を作成し、会計が決算報告書を作成し会長の承認を得て、共に監査役の承認を受け、毎会計年度終了後、三ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の三分の二以上の議決を得、かつ和泉市長の許可を受けなければ変更することが出来ない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の四分の三以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散の時に有する残余財産は、総会において総会員の三分の二以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記簿等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

附則

この規約は、認可があった日から施行する。(平成17年11月1日)

附則

この規約は、認可のあった日から施行する。(平成20年6月30日)

附則

この規約は、認可のあった日から施行する。(平成27年3月19日)

附則

この規約は、平成 29 年度の通常総会において承認された日より施行する。

(平成 30 年 3 月 11 日)